

部活動地域移行業務 処理要領

この要領は、部活動の地域移行に係る業務の概要を示すものであるから、記載事項以外についても留萌市（以下、「甲」という。）の指示に従い受託者（以下、「乙」という。）は誠実に実施するものとする。

（業務期間）

- 1 業務委託期間は、契約締結日から令和7年3月31日までとする。

（業務内容）

- 2 本業務は、スポーツ庁及び文化庁が掲げる「部活動の地域移行」を円滑に進めるために必要な業務を行うものとし、業務の内容は次のとおりとする。

（1）基本情報

本市に所在する市立中学校における運動部及び文化部活動において、休日を中心とした（一部、平日も含む）部活動の地域移行を行うこととする。

部活動の地域移行にあたっては、乙は、各部活動の実情を考慮した上で、外部指導者、部活動指導員、兼業兼職の教員（以下、総称して「指導者」という。）を選定することとし、予算の範囲内において規定の報酬（1名1時間あたり1,600円）を支払うものとする。

（2）生徒・保護者、関係者、関係機関及び関係者との連絡調整

乙は、生徒や保護者、各学校、スポーツ団体、指導者等と適宜、連絡調整を行い、また、必要に応じて相互の連携を図るものとする。

（3）連絡調整会議の開催

乙は、部活動の地域移行に係る指導の内容、取組状況の共有及び今後の課題の検討を行うために連絡調整会議を適宜開催し、連絡調整等を行うものとする。

（4）保険の加入

本業務は学校の管理下外の活動となり、（公財）スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象外となるため、事業の実施にあたっては、乙は、指導対象の生徒及び指導者に対し、「スポーツ安全保険（傷害保健及び賠償責任保険）」に加入するものとする。

（5）部活動の地域移行に係る周知・啓発

乙は、ホームページやチラシなどにより、部活動の地域移行に係る周知や啓発を行うものとする。

(業務人員)

- 3 乙は、業務の履行に必要な職員に従事させるものとする。
- 4 甲は、乙の職員で業務の処理及び管理につき、著しく不適當であると認められるものがあるときは、乙に対し、職員の交代等の必要な措置を取ることができるものとする。

(費用等)

- 5 本業務の委託事業費（契約上限額）は甲の予算の範囲内とし、乙はその額の範囲内において、委託事業に係る経費のすべてをまかなうものとする。
- 6 乙は、前項の経費の積算において、事業を実施するために必要な経費として、総事業費（消費税及び地方消費税を除く）に4%以内の率を乗じて算定した額を一般管理費として計上することができる。
- 7 乙は、甲から支払いをうけた委託料が、委託事業費の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

(緊急時の対応)

- 8 事故等の緊急事態が発生した場合は、速やかに甲に連絡し、指示を受けるものとする。

(成果品)

- 9 乙は、成果品として、甲が指示する書類を、適宜甲へ提出するものとする。

(その他)

- 10 乙は業務上知り得た情報を他者に漏らすことがないよう徹底するものとする。